

## 説明会での主な質問・回答内容

### 取組メニュー（ア）、（イ）について（補足説明）

#### （ア）土壌診断による施肥設計

JA雲南地区本部が作成する稲作暦は、各地域の土壌分析を行い、診断結果に基づいて地域ごとに施肥設計した内容で作成しています。

R4年産以降は、管内での土壌分析件数を大幅に増加させ、それらの分析結果が稲作暦に反映されることで施肥設計の精度も高まり、これまで以上に肥料節減効果も期待できることから、稲作暦に基づき栽培した水稻農業者の方は強化・拡大（◎）とすることができます。

#### （イ）生育診断による施肥設計

JAしまね雲南地区本部に個別にご相談いただくと、JA営農指導員、TAC等によるカラスケール等を用いた生育診断を実施することで、強化・拡大（◎）とすることができます。

	質問内容	回答内容
1	大口奨励の扱いはどうなるか。	原則として国が示したQ&A(問5-18)に従い、支援金の算定に用いる肥料費は、大口奨励金等を控除し、支援金の算出を行います。 JA雲南地区本部の対応として、この事業の申し込み締め切り時点では奨励率が確定できないことから、前年度の確定済みの奨励金を控除することとします。
2	農家が集落協定事務局等から肥料等を購入している場合は、農家ごとに支援金の申請が可能か。	農家が集落協定等へ対象期間（R4.6~R5.5）に堆肥を注文したことがわかるもの（注文日、名称、単価、数量、請求額）及び集落協定等から肥料等販売事業者へ注文したことがわかるものが必要です。併せて、肥料等販売事業者からの請求書等及び集落協定等から農家毎の請求額がわかるものが必要です。
3	肥料はすべて支援金算定の対象か。	肥料法に基づく肥料が対象です。 なお、肥料法に基づく肥料かどうかは、下記のサイト（肥料登録銘柄検索システム）で確認するか、販売店で確認してください。 URL： <a href="https://fertilizer-search.maff.go.jp/FertilizerRegistrationSearch">https://fertilizer-search.maff.go.jp/FertilizerRegistrationSearch</a>
4	令和5年産稲作暦（JAしまね雲南地区本部）に載っている肥料は支援金の算定の対象になるか。	水稻用主要品目カタログの中で、培土（No.1~No.2）と稲わら分解促進剤（No.19、No.25~No.28）を除く肥料が対象となります。
5	化学肥料低減の取組は作付けしているすべての作物で必要か。	化学肥料低減計画書の作付概要欄に記載した作物で実施してください。
6	側条施肥の実施報告はどのような方法で行うのか。	作業日誌の作成、作業中の写真撮影などをお願いします。
7	振込先口座申請書兼確約書は秋肥の申請の際に提出したが、春肥の申請時には再度提出が必要か。	再度、提出をお願いします。
8	既に化学肥料を大幅に超える取り組みを行っているとして化学肥料低減計画書の取組メニュー欄は空白のまま提出してよいのはどのような場合か。	作付面積の合計の半分以上で有機栽培や特別栽培米の作付等を行っている場合は空白のまま提出が可能です。仮に作付面積の10分の1で特別栽培米を栽培している場合は過半になっていないため、取組メニューのチェックが必要となります。